平成２２年（フ）第５９９号
静岡県駿東郡小山町菅沼519番地の５　レオパレスセスト209号、前住所静岡県裾野市伊豆島田835番地の４　フォーチュン205
債務者　藏　奈津子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第６０１号
静岡県沼津市大岡1548番地の１　コーポラス大岡402
債務者　阿部　恵美
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
静岡県三島市富士見台１番地の９
債務者　冨田　貴昭
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第３７号
静岡県駿東郡長泉町下土狩495番地の８、前住所東京都小平市学園西町３丁目18番６―302号
債務者　村山　　晃
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３７３５号
名古屋市中村区則武２丁目33番13号　エクセル名商402号
債務者　奈良岡　誠
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９号
名古屋市中川区吉津３丁目1407番地　メゾンシャルマン103号
債務者　中里珠英こと　金　　珠英
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２５号
愛知県愛知郡長久手町大字長湫字下川原14番地10　バンベール藤ケ丘601
債務者　三木健一郎
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１８号
青森県三沢市春日台３丁目154番地186号　シャンティーＡ号
債務者　斗賀たく子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第７号
青森県上北郡おいらせ町向山3759番地19
債務者　工藤　恵子
1　決定年月日時　平成23年２月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第５号
山形県酒田市東大町３丁目６番地の７
債務者　佐藤　由美
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第２５号
群馬県高崎市本郷町1127番地２
債務者　小林　直身
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２６号
群馬県高崎市本郷町1127番地２
債務者　小林　慶子
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２７号
群馬県高崎市石原町539番地　センチュリー21　206号
債務者　浅倉　正康
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第２８号
群馬県安中市原市1575番地　雲雀団地53―２棟Ｂ―４
債務者　小棚　憲二
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第９８１号
神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤２―９―14、住民票上の住所埼玉県所沢市大字山口2535番地の１　ヒルズ西武遊園地203
債務者　手塚　恒夫
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第９８２号
埼玉県所沢市大字山口2535番地の１　ヒルズ西武遊園地203
債務者　老沼とみ子（旧姓手塚）
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３号
埼玉県川越市大字砂新田120番地１サンパレスＡ号棟102号室
債務者　鈴木　　武
1　決定年月日時　平成23年２月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月４日まで
さいたま地方裁判所川越支部